

一般社団法人北海道ケアマネジメントサポートリンク
虐待防止のための指針（兼 身体拘束禁止の指針）

居宅介護支援事業所さいど by さいど

1. 基本方針

居宅介護支援事業所さいど by さいど(以下「事業所」という。)は、利用者の権利擁護のため、高齢者虐待(以下「虐待」という。)を受けている状態又は虐待が疑われる状態にある高齢者について、早期発見・早期対応に努め、その後の適切な対応をすることにより、高齢者の尊厳を守ることを誓う。

以上を踏まえ、利用者が安心して生活できるように、居宅介護支援サービスを通して支援する。

2. 虐待の定義

虐待に該当する行為の定義は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」という。）」に規定された「身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、経済的虐待、性的虐待」とする。

3. 虐待防止のための体制づくり

(1) 責任者の設置

責任者は管理者とする。

(2) 虐待防止委員会の設置

1) 事業所は、虐待防止及び早期発見に取り組むことと虐待発生した場合の再発防止を目的として虐待防止検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会の構成は、法人代表理事及び管理者とする。管理者を委員長とする。

2) 委員会は、委員長が招集する。1年に1回以上開催するとともに、虐待案件があった場合などは、必要に応じて随時開催する。

3) 委員会の業務

- ①虐待防止のための指針の立案、マニュアル等の作成・見直し
- ②事業所内虐待防止対策に関する職員への研修の企画及び実施
- ③虐待防止対策に関する情報の収集、整理、全職員への周知
- ④虐待発生時（身体拘束含む）の対応と報告

(3) 職員研修の実施

委員会は、事業所の職員に対し、虐待防止対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、「虐待防止研修練」を以下の通り実施する。

- ①全職員を対象に、虐待防止対策に関する定期的な研修を年1回以上実施する。
- ②職員研修の開催は、虐待防止に関する外部研修等への参加に代えることができることとする。その際、参加者は不参加の職員に対し伝達講習を行うこととする。

4. 相談及び通報の窓口

利用者、家族、関係するサービス事業者の職員及び当事業所の職員は、虐待又は虐待が疑われる事案について、当事業所の管理者を相談窓口として相談することができる。

また、緊急性が高い場合や、事業所内での相談が困難な場合には、担当区域の地域包括支援センター、市町村の高齢者虐待相談窓口等の外部機関へ直接相談又は通報することができるものとする。

相談又は通報を行った者に対し、不利益な取扱いを行うことはない。

5. 虐待が発生した場合の対応方法

事業所は、虐待の発生を把握した場合は次のとおり対応する。

- (1) 利用者、家族、サービス事業者の職員等から虐待の相談又は報告をうけたときは、管理者に報告する。管理者は、虐待疑いがあると判断した場合は、担当介護支援専門員を通じて速やかに担当区域の地域包括支援センターに連絡する。その後は、地域包括支援センターの指示に従い、事実確認に協力する。
- (2) 事業所の職員による虐待の疑いが報告された場合は、管理者が事情聴取を行い、管理者が虐待と判断した場合は、市役所担当課への通報を行い、当該職員へは市役所担当課等の事情聴取等に応じるよう命令し、その後、委員会の議を経て理事会に諮り、利用者への謝罪を含む対応、職員の処分について厳正に対処する。
- (3) 委員会は、前項について再発防止策の検討又はその効果の評価を行い、虐待の原因の除去と再発防止に努めることとする。

6. 身体拘束禁止について

- (1) 事業者が担う居宅介護支援中に身体拘束を行うことは想定していないが、かりに緊急やむを得ずそのような状況になった場合でも、身体拘束禁止の例外3原則（切迫性・非代替性・一時性）に基づき行うこととし、早急に拘束が解除できるよう次善の策に移行するように努めることとする。
- (2) 身体拘束を行わざるを得なくなった場合は、身体拘束を担う担当者は速やかに管理者に連絡し許可を得る。管理者は速やかに委員会を開催し、その妥当性及び解除に向けた策について協議し、早急に身体拘束が解除されるよう努める。また、やむを得ず身体拘束を行った際の状況等について記録するとともに、市役所担当課へ連絡しその後の指示を仰ぐものとする。
- (3) 身体拘束解除後に、管理者は速やかに委員会を開催し、再発防止策の検討又はその効果の評価を行い、身体拘束の原因の除去と再発防止に努めることとする。

7. 虐待に関する苦情の受付

事業所は、利用者及びその家族、並びに関係するサービス事業者の職員等から、虐待又は虐待が疑われる事案に関する苦情、相談又は申出を受け付けるものとする。

受け付けた苦情等については、その内容を適切に記録し、管理者が速やかに内容を確認のうえ、必要に応じて事実確認及び関係機関との連携を図るものとする。

苦情等の申出を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことはない。

8. 成年後見制度等の利用支援について

担当介護支援専門員は、利用者又はその家族に対して、成年後見制度等について説明し、必要に応じて地域包括支援センター、社会福祉協議会等の相談窓口適切

につながるよう支援に努める。

9. 虐待の防止の推進について

- (1) 事業所は、虐待防止に関する情報の収集に努め、常に適切な支援、対応ができるよう体制を整備する。
- (2) 事業所は、虐待を早期に発見できるよう以下の取り組みを実施する。
 - 1) 利用者の様子、養護者の様子、家庭の様子を日頃から観察し、変化を迅速に察知できるよう努める。
 - 2) 事業所は、虐待を発見した者が解雇等その他不当な扱いを受けることがないよう、発見者に関する情報の取り扱いには細心の注意を払う。

10. 指針の閲覧

本指針は、利用者・家族や関係機関が閲覧できるようホームページ等に掲示する。

11. 本指針に定めのない事項については、理事会にて協議する。

付則

この指針は、2024年4月1日から施行する。

この指針は、2024年5月17日から施行する。

この指針は、2025年8月1日より施行する。

履歴	日付	内容
制定	2024年4月1日	指針制定
改訂	2025年5月17日	5 身体拘束禁止の一項を設けた。
改訂	2025年8月1日	3 (2) 1) 委員会の構成 旧) 管理者(委員長)、所属する介護支援専門員、及び事務職員 新) 法人代表理事及び管理者とする。管理者を委員長とする。 4 「相談及び通報の窓口」を設けた。 7 「虐待に関する苦情の受付」を設けた。 10 「指針の閲覧」を設けた。

【参考】 居宅介護支援事業所さいど b y さいど業務マニュアル

(5) 高齢者の養護（高齢者の虐待の早期発見・対応）

高齢者虐待の発見または受けたと思われる場合、早期に適切な対応を行い、被虐待者の生命や身体に重大な危険を及ぼさないよう養護する。

【虐待対応の方針】

- ・ 生命や身体の安全確認を最優先
- ・ 情報の明確化、共有化
- ・ 被虐待者のみではなく虐待者（擁護者）支援の視点にもたつ

- 1) 虐待の発見・疑いがある場合は、管理者へ状況説明・報告・相談を行い、随時事業所内で協議・検討を行う。
- 2) 虐待と判断及び疑いがあると判断した場合は、遅滞なく管轄する地域包括支援センターへ状況説明・報告を行う。
- 3) 被虐待者及び虐待者等の状況・経過を過不足なく客観的に日時等を含め支援経過記録等へ記録を行う。

【いずれかに該当するものが高齢者虐待】

身体的虐待	高齢者等の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること
ネグレクト (介護放棄)	高齢者等を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他の高齢者等を養護すべき義務を著しく怠ること
心理的虐待	高齢者等に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
性的虐待	高齢者等にわいせつな行為をすることまたは高齢者等をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	高齢者等の財産を不当に処分することその他当該高齢者等から不当に財産上の利益を得ること。